
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、令和 3 年下川町議会定例会を再開し、11 月臨時会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の 8 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、説明員である課長等の入場を制限しております。

○議長（近藤八郎君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、3 番 大西 功 議員及び 4 番 春日隆司 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告を頂きます。

我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和 3 年下川町議会定例会 11 月臨時会議の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

本日は、11 月臨時会議の本会議開催日及び議案等の審議要領等について審議を行いました。

11 月臨時会議の提案事項については、町長提案が 3 件で、内容は補正予算 1 件、専決処分報告 2 件であります。

また、議会提案は 1 件で、内容は委員会報告 1 件であります。

これらの状況を考慮し、11 月臨時会議の本会議については、本日 1 日とすることといたしました。

次に、提案議案等の審議要領等についてであります。本日提案される町長提案 3 件、議会提案 1 件、併せて 4 件につきましては、いずれも本会議において審議、報告を行うことにいたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、11 月臨時会議の審議を要する期間について、本日 1 日限りとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、11 月臨時会議の本会議の審議を要する期間は、本日 1 日限りといたします。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。
以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 議案第23号「令和3年度下川町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案提案をさせていただき前に、今臨時会議の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

既に降雪期を迎え、厳しい冬の到来を感じる季節となりましたが、御承知のとおり新型コロナウイルス感染につきましては、昨今、全国各地においても収束の様相が見られるところではございますが、まだ完全な収束宣言には至らず、世界の国々の感染状況を見ると新たな変異ウイルスが発生するなど、予断の許さない状況下にあるところがございます。

本町におきましても、町民の皆様には、年末年始、人と行き交う機会が増える時期でもございますので、御家庭や職場におきまして、十分な感染対策をお願いする次第でございます。

さて、このような折、町議会定例会 11 月臨時会議を開会させていただきましたところ、議員各位には、大変御多用の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

今臨時会議におきまして提案させていただき議案は、予算案件1件、報告案件2件を予定しているところございまして、議案審査に当たりまして更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、議案の提案理由を述べさせていただきます。

議案第23号 令和3年度下川町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度一般会計の第8回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ3,750万円を追加し、総額を54億2,872万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、緊急を要するもの、事務事業の見込み等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、ふるさと納税促進事業に係る経費を、民生費では子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る経費を、農林業費では家畜伝染病等予防対策事業に係る補助金を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国庫支出金及び寄附金を計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますのでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） それでは、私の方から説明をさせていただきます。

議案第 23 号説明資料を御覧ください。一般会計補正予算概要書により御説明いたします。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、緊急を要するもの等による補正となっております。

はじめに、歳出から御説明いたします。

まず、総務費ですが、基金管理事務で 793 万円の計上でございます。

これにつきましては、今回の補正に伴う財源調整と寄附金見込額の増加に伴う増額でありまして、財政調整積立基金積立金と、ふるさとづくり基金積立金を増額するものがございます。

次に、同じく総務費の、ふるさと納税促進事業で 627 万円の計上でございます。

これにつきましては、寄附金見込額の増加に伴う返礼品等の経費を増額するものでありまして、ふるさと納税記念品代と役務費でそれぞれ増額をするものがございます。

次に、2 ページに移りまして、民生費の子育て世帯への臨時特別給付金事業で 2,180 万円の計上でございます。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯に対する支援を行うものとなっております。

内訳といたしましては、給付事業費で 2,100 万円の計上で、こちらの対象者は 0 歳から高校 3 年生までの子供、平成 15 年 4 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に出生した児童で、年収が 960 万円以上の世帯は除くこととなっております。

給付額につきましては、対象児童一人当たり 5 万円となっております。

その他、給付事務費で 80 万円の計上です。

これにつきましては、給付事務に係る需用費、役務費、委託料など、併せて 80 万円となっております。

なお、財源につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金で 10 分の 10、給付事務費についても補助金で 10 分の 10 となっております。

次に、資料 3 ページに移りまして、農林業費の家畜伝染病等予防対策補助事業で 150 万円の計上でございます。

これにつきましては、ヨーネ病の陽性牛が発生したことに伴う消毒費用等を支援するものがございます。

次に、歳入について御説明いたします。

まず、国庫支出金の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費等補助金で 2,180 万円の計上でございます。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯に対する支援を行うものございまして、補助率は 10 分の 10 以内、事業費分といたしまして 2,100 万円、事務費で 80 万円となっております。

次に、寄附金ですが、一般寄附金で 1,400 万円、指定寄附金で 170 万円の計上ござい

います。

これにつきましては、寄附金見込額の増額によるものでございまして、当初予算といたしまして、全体見込額 3,100 万円の 30%、930 万円を一般寄附金で、3,100 万円の 70% を指定寄附金で見込んでおりましたが、全体の見込額を 4,670 万円といたしまして、それぞれの比率を 50%として、一般寄附金で 2,330 万円、指定寄附金で 2,340 万円を見込むものでございます。

以上、簡単ですが説明終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） 民生費、子育て世帯への臨時特別給付金事業について質問します。今回、給付に伴いまして、どういう行程でやっていくのか、回答を求めます。

後、農林業費についてです。家畜伝染病等予防対策事業についてでございます。ヨネネ病の陽性牛が発生したとのことでありますけど、最後…何でもない状態までもっていくまでの行程が分かれば説明を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） お答えいたしたいと思います。行程でございますが、今のところ国としての方針といたしましては、0 歳から 15 歳までの中学生以下につきましては、申請不要で、年内の支給を目指すということでございますので、本町といたしましても年内の支給を目指して行ってまいりたいと思います。

そのほか、16 歳から 18 歳…高校世代でございますが、これにつきましては、今のところ年明けの見込みというふうになってございます。

また、クーポン券の発行につきましては、来年の春をめどに配布するというようなことで、今、国の方から通達がございますので、それに向けて下川町としても支給をしていきたいと、そのように考えてございます。

私の方からは以上です。

○議長（近藤八郎君） 続いて、古屋農林課長。

○農林課長（古屋宏彦君） 今、御質問いただきました内容につきましては、11 月 15 日に最後の検査を行いまして、まず全頭検査が陰性であるということが確定しております。

次の検査は、来年の 1 月に、当初の予定どおり 360 頭程度の検査を行います。以後、3 か月ごとに検査をしてゆき、1 年目は 3 か月ごと、2 年目におきましては 6 か月ごと、

3年目には1年間後に行うということで、最短…収束が見られるということになりますと、3年後の令和6年10月に収束が最短で迎えられるものと思っております。

なお、途中で陽性牛などの確認ができてしまった場合については、その時点から再度1年目、2年目、3年目をスタートさせるということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかにありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 3点、質問させていただきます。

まず、民生費からでございます。今回の補正予算につきましては、国のコロナ対策…18歳以下の子供に一律10万円の給付と…これの一環だというふうに理解しております。国の新たな政権の第一段のコロナ対策だというふうに理解しております。

今後、厚労省では、生活困窮者世帯に最大30万円…自立支援金、さらに文科省では、大学生など一人10万円と報道がされているところでございます。

国民の生活実態に合わせて、国では支援をしているところですが、一方で全国の各自治体では、これらに合わせて、地域の実態に合わせて独自の政策を予算措置をされている自治体もございます。

こうした中で、我が下川町の実態においても、子育て・学生支援、さらには生活困窮者等、独自の支援策が、年末さらには新年度予算編成に向けて必要ではないかというふうに考えておりますが、これらに対して町長のお考えをお聞きしたいと…これが第1点でございます。

2点目、先ほどお話をいただきましたように、業務が今後増えてくると。そんな中で、下川町として体制の強化、一般業務以外になりますので窓口等…体制の強化が必要なのではないかなというふうに思いますが、これらについてどのようにお考えになっているのか。

3点目でございます。家畜伝染病等でございますが、設備の整備等に多大といいますか…負担増が伴っている現状だと認識しております。これらに対しての支援…今後考えられておられるのかどうか、その3点をお聞きいたします

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 春日議員の3点の質問に対しまして説明をさせていただきます。

まず、町として独自施策は持ってるかということでございますけれども、令和2年度、そして今年度と2か年にわたりまして、15回ほどの議会を開会させていただきました、そしてコロナに関する予算を議決いただいたところでございます。

その中で、当然、国や道の方針に基づいたものも多々ありますけれども、町としても一部独自で提案させていただき、議決を頂いたところもございまして、今後につきましても財源をしっかりと把握しながらですね、独自施策を図ることが可能かどうか、ある

いはまた地域の中で成果が現れることが可能かどうか、そのへんをしっかりと検証してまいりたいと、このように考えているところでございます。

また、コロナに対応した…二つ目の体制の強化でございますけども、これにつきましては、これまでもそれぞれ所管課の中で関係する問題等については解決を見てきたところでございますが、総合的なものに関しましては、対策本部の中でしっかりと協議をしながら、そして方向性を見いだして、住民の皆様にご協力を頂いているところでございます。

今後につきましても、これまでの2か年同様にですね、持続できる…そういう体制を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから、3点目の設備に対する支援でございますけども、それぞれ維持費、あるいはまた管理費等が非常に大きくなってると考えられます。

そういう意味でも町としてできる限りの支援はさせていただく予定をしてございますので、御理解を賜れば幸いです。

以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 議案第23号 令和3年度一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場から討論したいと思います。

今回の補正予算は、コロナウイルス感染症に係るもの、緊急を要する補正について計上するものでございます。

子育て事業…臨時給付事業については、0歳から高校3年生までを支援するもので、年内支給を目指していることを鑑みれば、今から手続上の準備が必要なため、計上するものでございます。

家畜伝染病等予防対策補助事業につきましては、汚染箇所を一旦リセットし、その後、区分け管理をすることで、管理作業から起因する被害の拡大を最小限にする施策でございます。長い時間をかけて対策を要することであることから、その足掛かりとしての行政支援でございます。

以上のことから、今回の補正予算は、提案どおり適切であると認められていることか

ら、賛成の立場で討論をするものでございます。

議員各位の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第 23 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 5 報告第 4 号「専決処分（第 2 号）の報告について」及び、日程第 6 報告第 5 号「専決処分（第 3 号）の報告について」を一括議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 報告第 4 号 専決処分（第 2 号）の報告について、報告第 5 号 専決処分（第 3 号）の報告につきましては、関連がございますので一括して御報告申し上げます。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額及び令和 3 年度下川町一般会計補正予算（第 7 号）について、専決処分を行ったものであります。

事故の内容を申し上げますと、7 月 29 日、職員がマイクロバスを運転し、下川商業高等学校スキー部員、下川ジャンプ少年団員を乗せて練習会場へ移動する際、買物で立ち寄った札幌市西区山の手 1 条 11 丁目のセブンイレブン駐車場で、札幌市在住の■■■■氏の自家用車と接触し、相手方の車両を傷つけたものであります。

10 月 16 日に、町の過失割合が 6 割と確定し、8 万 4,958 円を賠償することで示談が成立したものであります。

町では、同月 29 日に示談書を受領したことから、11 月 1 日付けで損害賠償の額を定める専決処分を行ったものであります。

また、損害賠償金を執行するため、令和 3 年度下川町一般会計の追加補正が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ 9 万円を追加し、総額を 53 億 9,122 万円とする専決処分を行ったものであります。

今後、このようなことがないように一層の注意を喚起し、再発防止に努めるとともに、

被害者に対し深くお詫び申し上げます。

以上申し上げまして、専決処分の報告といたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 特に質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これで終わります。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和3年下川町議会定例会11月臨時会議を閉会いたします。

午後3時25分 閉会

○議長（近藤八郎君） 町長から申し出により挨拶がございます。

○町長（谷 一之君） 臨時会議の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄御多用のところ、本臨時会議に御出席を賜り、提案させていただきました議案を精力的に審査いただきましたところ、お認めいただき、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

明日から師走を迎え、本年も残すところひと月となりましたが、今臨時会議にて議決いただいた補正予算等をはじめといたしまして、今年度の残された事務事業も含め、しっかりと執行してまいりたいと存じますので、変わらぬ御指導をお願い申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 本日は、以上をもって散会といたします。